

平成 27 年度 第 2 回中野市社会就労センター運営委員会会議録

日 時：平成 28 年 2 月 5 日（金）
開 始：午前 10 時 30 分
場 所：中野社会就労センター会議室

- 1 開会
- 2 所長あいさつ
- 3 会議事項
 - (1) 平成 27 年度受託状況等について
 - (2) 中野市社会就労センター条例について
 - (3) 今後の施設のあり方について
- 4 その他
- 5 閉会

【会議】

(所長)

公私ともにお忙しいところ出席いただきましてありがとうございます。
ただいまから運営委員会を開会したいと思います。
慣例によりまして、民生児童委員副会長の A 委員さんに進行をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

—全員承諾—

それでは、A 委員よろしく申し上げます。

(A 委員)

それでは、慣例でありますので私の方で進行します。
会議事項 1 の平成 27 年度受託状況等について説明をお願いします。

(所長)

—説明—

なお、昨年 9 月及び 10 月に作成した中野・豊田社会就労センターチラシを
同時添付

(A 委員)

何かご質問ありますか。

(B 委員)

ぶどう傘のばしで知人が困っていることを聞いているが、この施設でもや
っていただけますか。 また、受取りに行ってもらえるのですか。

(所長)

各ぶどう農家からご依頼があれば行っています。ただ、他の作業との納期
等関連もあるので、事前に連絡をお願いしたいと思います。

なお、ご依頼の農家へ受取りに行き、納品時は持って行っています。

(C委員)

仕事は途切れないようですが、工賃が低いと見受けられ、なんとかならないでしょうか。

仕事の内容も替えていますか。

(所長)

何十銭の単価であり仕事量も決まってしまう、なかなか工賃が上がらないのが現状です。工賃で生活をしている利用者もおり今後単価の引上げなど検討し少しでも工賃が上がるようにしていきたいと思えます。

個々の利用者に合った仕事をしていますが、いろいろな経験をしていただくためにローレションも行っています。

(C委員)

楽しみながら仕事をすることも大事です。

(C委員)

70歳以上の利用者や一般利用者の方もいるが、現状はどうか。

(所長)

施設の利用者の定年がなく、ご本人の体調等で通えなくなったときなど退所となります。また、一般利用者の方でも生活保護を受給していた方が年金等の収入で生活保護が切れ、ぎりぎり生活している利用者もいるのが現状です。

(D委員)

中野社会就労センターでは、ろうあ者の利用者がある。ろうあ者に対して指導員が作業手順など筆記で教えているが手話のできる人がいたほうがいいのではないのでしょうか。

(所長)

貴重な御意見ありがとうございます。

(A委員)

次に中野市社会就労センター条例について説明をお願いします。

(所長)

中野市審議会等の設置及び運営に関する指針により、現在の規則にある第3条の「運営委員」の規定を必要な事項を加えて、既存の中野市社会就労センター条例に組み入れよう現在事務を進めています。

施行後運営委員会でお示ししたいと考えています。

また、規則改正に伴い「健康管理」「衛生管理」についても規定する予定です。

(A委員)

質問がなければ次に今後の施設のあり方について説明をお願いします。

(所長)

中野施設の耐用年が平成34年、また豊田社会就労センター豊井分場は平成31年の状況であることをご承知いただくために資料を提示しました。

(A委員)

質問がなければ4のその他をお願いします。

(所長)

特になし

(A委員)

本日の運営委員会を終了します。ご苦労様でした。

終了午前 11 時 27 分

中野社会就労センター作業所を視察

解散午前 11 時 53 分